

令和2年11月20日

保護者各位

石垣市立八島小学校
校長 仲地 秀将
〔公印省略〕

郡外（県外）に移動した場合の登校・出勤の取扱及び感染予防 対策の徹底について（通知）

平素より、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、ニュース等でご承知のことと思いますが、国内における1日の新型コロナウイルス感染者が2388名となり、過去最多を更新しました。また、東京都では1日の感染者が500名を超え、4段階のうち最も高い警戒レベルに引き上げるなど、第3波といわれる感染が拡大しています。

本市では令和2年10月6日付け石教教第1153号「郡外（県外を含む）に移動した場合の取扱及び感染予防対策について」で通知し、感染予防徹底に取り組んできました。現在、児童生徒への感染者は未だ発生していません。本対策へのご理解、ご協力に感謝致します。

今後、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されます。児童生徒及び学校関係者が感染すると、学校クラスターの発生、学校閉鎖や学級閉鎖、濃厚接触者の2週間自宅待機等の措置が講じられることから、今後の教育的活動や受験・進路活動へ影響を与えることとなります。

つきましては、今一度、下記の内容について確認及び徹底へのご理解とご協力をお願いするとともに、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み継続をよろしくお願いいたします。

記

1 郡外（県外を含む）に移動した場合の登校・出勤の判断基準について

- (1) 県外への移動＝帰島後、原則7日間の出席停止及びその後7日間の健康観察とします。
ただし、学校長の認める教育的活動等による県外移動に関して、旅行届（様式1）の提出及び帰島後2週間の健康観察、感染症対策を徹底することとし、登校・出勤を可とします。（※出席停止は欠席扱いではありません。）

- (2) 県内への移動＝旅行届（様式1）の提出及び帰島後2週間の健康観察、感染症予防対策を徹底することとし、登校・出勤を可とします。

※上記（1）（2）については、事実計画に基づく正確な届け出をお願いいたします。（虚偽の届け出があった場合、関係する方々に多大な影響等を与えることとなるので、ご留意ください。）

- (3) 対象者 石垣市立小中学校に在籍する児童生徒、学校関係職員

- (4) 新型コロナウイルス感染症予防対策（注意事項）

○郡外へ移動し、帰島した場合、登校前の検温及び健康観察シート（帰島後2週間）、行動履歴の記録、高齢者との接触を避ける等、感染症予防対策を徹底すること。

○マスクの着用、こまめな手洗い、うがい、手指消毒、「3密」の回避、十分な換気、体温測定等の健康チェック、人と人との距離を保つ等の「新しい生活様式」を徹底した上で行動すること。

○不特定多数との接触を避けること。

○厚生労働省の新型コロナウイルス接触感染アプリ（Cococa）を利用するなどの対策を講じること。（学校関係職員・保護者）

○旅行届（様式1）は学校で保管し、帰島後の児童生徒、及び学校関係職員の健康観察資料とすること。

- (5) 適用期間

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みを必要とする当分の間